

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成				4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成		
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
福島市	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	1回あたりの助成金額 ・「自動ABR」2,500円 ・「OAE」1,000円	ない	
会津若松市	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	①自動ABR 6,700円 ②OAE 3,000円 初回、確認検査、再確認検査で一人につき最大3回まで助成を行う	ない	
郡山市	ある	有 夫婦の所得金額の合計が730万円未満	男女とも国の制度で、特定不妊治療にかかる治療費の一部を助成する。 また男性不妊治療(手術を伴うもの)にかかる治療費の一部を助成する。	治療方法により助成金額は異なる。 初回:30万円を上限 2回目以降は15万円を上限 男性不妊治療は1回15万円を上限とする。	治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、通算6回まで。 40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで。	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について検査費用の一部を助成する。 (検査方法) 自動ABRは2,500円まで OAEは1,000円まで	ない	
いわき市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	1. 特定不妊治療(医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費) 2. 男性不妊治療の費用の一部を助成	初回は30万円、2回目以降は1回につき15万円(一部7万5千円)。但し、初回治療の終了日がH28年1月19日以前の方は、2~3回目のみ、5万円(一部2万5千円)を乗せ助成。男性不妊治療は15万円。	初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満では通算6回、40歳以上は43歳までに通算3回。	ない					ある	15回	ない		ある	概ね産後1ヶ月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査(概ね生後2~3日)・確認検査(初回検査の翌日)・再確認検査(1ヶ月健診)について、費用の一部を助成するもの。	ない	
白河市	ある	夫婦の合計所得が730万円未満	・特定不妊治療(体外受精及び顕微授精) ・男性不妊治療(特定不妊治療の過程において、男性不妊と判断された場合の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)	福島県特定不妊治療費助成事業による助成を優先して適成し、当該助成額を控除した額。治療内容により5万から10万円	40歳未満は6回。40歳以上は3回(43歳まで)	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	自動ABR 2,500円 OAE 1,000円 (初回検査・確認検査・再確認検査)	ない	

須賀川市	ある	夫婦の所得の合計額が730万円未満	・特定不妊治療に要した費用(医療保険適用以外の部分) ・男性不妊治療に要した費用(医療保険適用以外の部分)	福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で1回の治療につき上限10万円	初回申請時の治療開始日時において40歳未満:43歳までに通算6回、40~43歳未満:43歳までに通算3回 男性は通算6回まで	ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査(自動ABRまたはOAE)	ない		
喜多方市	ある		保険診療の適応とならない体外授精・顕微授精(男性の不妊治療は対象外)	福島県特定不妊治療費助成額の1/2上乗せ	福島県特定不妊治療費助成(男性不妊治療は対象外)を受けた方が対象のため、回数も県に準じる。	ない					ある	14回	ある	1回	ある	産後1か月	ある	自動聴性脳幹反応検査または、耳音響放射検査の検査料金の一部を助成	ある	国民健康保険被保険者のみ対象で、妊娠16週目から出生月の末日までの医療費について助成している。
相馬市	ある	ない	保険診療の対象とならない ◇一般不妊治療(人工授精) ◇特定不妊治療(体外授精・顕微授精)	◇一般不妊治療:1年度以内の治療に要した助成対象経費とし、10万円を限度として助成 ◇特定不妊治療:県の助成額を控除し、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	ない	不育治療	◇1治療期間に要した助成対象経費及び保険者からの付加給付、県の助成額を控除した額とし、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	14回		ある	産後8週以内	ある	◇1人につき3回以内 ◇初回検査は入院中、再確認検査は1か月児健診 ◇自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)は限度額6,700円/回、耳音響放射検査(OAE)は限度額3,000円/回	ない		
二本松市	ある	夫婦の前年所得合計額が730万円未満	体外授精 顕微授精 ※年齢制限有 (1)精巣内精子回収法(TESE)による手術 (2)顕微鏡下精巣内精子回収法(MD-TESE)による手術 (3)顕微鏡下精巣内上体精子回収法(MESA)による手術	県の助成を除いた額のうち上限15万円	男女とも年2回まで(通算5年10回)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	保険対象外の新生児聴覚検査(自動聴性脳幹反応検査又は耳音響放射検査)及び精密聴覚検査に係る費用について市が別に定める範囲で費用負担を行う。	ある	妊娠4ヶ月から出産まで、対象疾病に該当した場合、医療費を10割給付(国民健康保険の場合)
田村市	ある	無	①特定不妊治療	①100,000円	初回申請時の治療開始の妻の年齢40歳未満の人6回 40歳~43歳未満の人3回	ない					ある	15回	ない	ある	産後1~2か月経過の日まで	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで。1回あたり自動ABRには5,400円、OAEは2,400円	ある	妊娠4か月となる日の属する月から分娩の日の属する月まで保険診療費自己負担分の助成	
南相馬市	ない					ない					ある	無制限	ある	1回	ある	産後8週間以内	ある	初回検査(1回)及び初回検査において要再検と判定された場合に再度行う確認検査(2回まで) 自動ABR6,700円 OAE 3,000円	ない	

伊達市	ない					ない					ある	妊婦健診15回	ある	1回	ある	産後1か月児健診1回	ある	初回検査、確認検査、再確認検査に助成。自動ABR2500円、OAE1000円	ない	
本宮市	ある	福島県と同様	女性及び男性不妊について福島県と同様	支払った不妊治療費を超えない範囲で、県の助成金と同額	福島県と同様	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後1か月	ある	初回検査AABR2,500円 OAE 1,000円 確認検査AABR2,500円 OAE 1,000円 再確認検査AABR2,500円 OAE 1,000円	ない	
桑折町	ある	有り	県と同様	1回目20万2～6回目10万	6回	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	OAE 3,000円 自動ABR 6,700円 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない	
国見町	ない					ない					ある	16回	ない		ある	産後1か月	ある	AABR 2,500円/件 OAE 1,000円/件 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない	
川俣町	ある		当該特定不妊治療に要した費用から福島県助成要綱に基づき助成を受けた額を差し引いた金額を、一回につき10万円を上限として助成する。	10万円を上限	初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳に達するまで通算6回を上限とし、40歳以上であるときは43歳に達するまで通算3回を上限とする。	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月健康診査(1人につき、1回分)の費用を助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の3回までにかかる費用について助成する。また、検査の結果、必要に応じて保護者に対し事後指導を行う。	ない	
大玉村	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づくため	福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく	20万円(男性10万円)	40歳未満6回 40歳以上通算3回	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月健診の助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用一部助成	ない	
鏡石町	検討中					ない					ある	妊婦健診15回	ない		ある	産後1か月健診1回	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成	ない	
天栄村	ある	無	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)	100,000	1年度あたり2回を限度に通年5年間	ない					ある	15回	ある	特に設けていない。 ※集団健診方式のため、実費無し	ある	産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査ともに、自動ABR6,700円、OAE3,000円を助成	ない	
下郷町	ある	有	特定不妊治療	1回20万円		ない					ある	15回	ない		ある	1回	ある	検査費用の助成	ない	

檜枝岐村	ある	有	特定不妊治療	300,000	年度当たり2回を限度とし、通算5年まで	ない					ある	・妊婦一般健康調査15回 ・妊婦精密健康調査1回	ない		ある	・産後1ヶ月健康審査1回	ある	【助成額】 ・1人1回につき 自動ABR6,700円 OAR3,000円 1人3回まで。 【時期】 ・初回検査・・・おおよそ産後3ヶ月以内 ・確認検査・・・おおよそ産後1週間以内 ・再確認検査・・・おおよそ1ヶ月健康診査時	ない	
只見町	ある	夫婦の所得合計が730万円以下	体外受精 顕微授精 男性不妊	10万円	通算5年 10回限度	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月健診	ある	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)について3回限度に助成 自動ABR 6,700円限度 OAE 3,000円限度	ない	
南会津町	ある	ない	・タイミング療法 ・薬物療法 ・腹腔鏡手術 ・人工授精 ・検査 ・その他	上限20万円	一夫婦2年間	ある	ない	医療保険各法が適用される不育症の検査及び治療その他	上限20万円	一夫婦2年間	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	自己負担額一部助成	ある	保健適用となる医療費自己負担額全額助成
北塩原村	ない					ない					ある	最大15回	ない		ある	産後1ヶ月頃	ある	実施方法:事業委託 委託先:福島県医師会 助成対象検査: 自動ABRまたはOAEによるスクリーニング検査 助成回数:最大3回 助成額:1回最大6700円	ない	
西会津町	ある	無し	医療保険各法が適用される不妊症の検査及び医師の診断に基づいて施される治療	10万円	初年度3回、それ以降毎年2回の5年間分	ある	無し	医療保険各法が適用される治療及びその他の治療	適用 3万円 それ以外 10万円	何回でも	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	県内実施自己負担なし(医師会との契約による)	ある	国保 5カ月以降無料
磐梯町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後1か月健診	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 自動ABR2500円 OAE1000円	ある	国民健康保険法第四十二条第一項の規定にかかわらず、療養の給付を受ける被保険者のうち妊産婦(妊娠五ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)に該当する者は、当該療養の給付に関し、一部負担金を支払い、又は納付することを要しない。
猪苗代町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	1人につき3回以内(初回・確認・再確認検査)1人1回につき自動ABRの場合2,500円、OAEの場合1,000円を限度に助成。	ある	出産に影響を及ぼす異常が認められた場合、1回に限り精密検査の費用を助成。
会津坂下町	ない					ない					ある	16回	ない		ある	産後1ヵ月まで	ある	全額公費負担(精密検査含む)	ある	妊娠12週から出産まで 国保10割給付

湯川村	ない					ない				ある	14回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	初回検査AABR6,700円 確認検査AABR6,700円 再確認検査AABR6,700円	ある	・国保加入者のみ妊娠16週より医療費の自己負担分を公費で負担 ・妊婦のインフルエンザ予防接種料の半額助成。
柳津町	ない					ない				ある	14回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	自動ARB2,500円 OAE1,000円を助成。	ある	妊娠5ヶ月到着月から出産月までの医療費の10割給付（一般診療に係る保険診療分）
三島町	ない					ない				ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	①初回検査(生後3日以内) ②確認検査(生後1週間以内) ③再確認検査(1か月検診時) 一人一回につき AABR: 6,700円 OAE: 3,000円	ない	
金山町	ない					ない				ある	14回	ない		ある	産後1ヶ月(1ヶ月児検診と一緒)	ある	実施勤奨・無料	ある	国保世帯で16週から出産まで無料
昭和村	ない					ない				ある	15回	ある	3回	ある	産後一ヶ月	ある	県内医療機関受診の際は現物給付、県外の場合は償還払い	ある	県内医療機関受診の際は現物給付、県外の場合は償還払い
会津美里町	ない					ない				ある	14回	ない		ある	1回	ある	初回検査 確認検査 再確認検査の実施	ない	
西郷村	ある	夫婦合算で730万円未満	要綱①参照	特定不妊治療 上限15万円まで 男性不妊治療 上限10万円まで	県の助成回数に準ずる	ない				ある	妊婦健診15回と産後1か月(計16回)	ない		ある	要綱②参照			ある	
泉崎村	ある	有 夫婦合算の前年の所得額が730万円未満	特定不妊治療 (県の治療内容と同様)	特定不妊治療 上限15万円まで 男性不妊治療 上限10万円まで	6回まで	ない				ある	15回	ない		ある	産後1か月健診1回	ある	検査費用の一部 (自動ABR2,500円、 OAE1,000円)を助成 (初回検査、確認検査、 再確認検査まで)	ない	
中島村	ある	有	保険の適応とならない体外受精、顕微受精、精子採取	上限75,000円または150,000円	6回	ない				ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	一部助成 助成額 AABR 2,500円 OAE 1,000円 (初回、確認、再確認検査まで)	ない	
矢吹町	ある	ない	●特定不妊治療を行った場合 A.新鮮胚移植を実施した場合 B.凍結胚移植を実施した場合(受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植) C.以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合 D.体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E.受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止した場合 F.採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合 ●男性不妊治療を行った場合	5万円から10万円	1年度につき1回	ある	ない	不育症と診断された方が妊娠した場合において、ヘパリンを主とした不妊治療に係る費用		10万円	1年度につき1回	ある		ある	産後1か月1回	ある	一部助成 (初回、確認、再確認検査まで) 【助成額】 自動ABR: 2,500円 OAE: 1,000円	ない	

柵倉町	ある	有 夫婦合算の所得が730万円未満	・保険診療の適応とならない 体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療	150,000円または、75000円 男性100,000円	初回申請年齢40歳未満の人は43歳まで通算6回。 40歳以上43歳未満までは、通算3回。	ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月検診	ある	自動ABRの場合6,700円、 OAEの場合3,000円。(初回、確認・再検査まで)	ない		
矢祭町	ある	有 夫及び妻の年間所得の合計額が730万円未満であること	特定不妊治療	7万5,000円 又は15万円	40歳未満(通算6回) 40歳以上43歳未満(通算3回)	ない					ある	無制限	ある	1回	ある	産後1か月	ある	自動ABR6,700円 OAE3,000円	ない	
埴町	ある	夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満	特定不妊治療	上限15万円(治療内容によっては上限7万5千円)	6回(40歳以上は3回)	ない					ある	15	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	ABR:6,700円 OAE:3,000円	ある	妊産婦が社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金を限度として助成
鯉川村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	・保険診療の適応とならない 体外受精・顕微授精 ・母性不妊と診断された場合に要する手術経費	1月19日以前に初回治療終了は上乗せ助成あり 1月20日以降に初回治療終了は、初回に限り30万円まで助成 男性:15万円上限	39歳までは6回 40歳~43歳未満 3回	ない					ある	16回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	一人一回につき、自動ABR6,700円、OAE 3,000円を助成	ある	妊娠5か月目から出産翌月までにかかる妊婦健診以外の医療費を助成する。	
石川町	ない					ない					ある	15回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	初回・確認・再確認検査で、検査機器が自動ABRの場合6,700円、OAEの場合3,000円を上限として助成。	ない		
玉川村	ない					ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月目	ある	福島県医師会が定める金額の範囲内で全額助成	ない		
平田村	ない					ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月目	ある	1人1回につき 自動 ABR6700円 OAE3000円	ない		
浅川町	ある	無	特定不妊治療	100,000	2回	ない					ある	15回	ない	ある	1か月	ある	聴覚検査を行っている。	ない		
古殿町	ある	無	一般不妊治療	上限20万円	通算2年間	ない					ある	15回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	検査機器が自動ABRの場合:6,700円 OAEの場合:3,000円 2回目の確認検査まで上記金額を助成	ない		

三春町	ある	なし	体外受精及び顕微受精、男性不妊手術の保険適用外診療分	上限10万円	(特定不妊治療)妻の年齢40歳未満:通算6回、40歳以上43歳未満:通算3回。(男性不妊治療)通算6回	ない					ある	15回	ある	1回の妊娠につき1回	ある	産後1ヶ月	ある	自動ABRの場合6,700円、OAEの場合3,000円。助成額を超えた分は自己負担。助成額に満たない場合は、実際に支払った金額までを助成。	ない	
小野町	ある	無	医療保険適用外の体外受精及び顕微受精及び男性不妊治療。 但し、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母・代理出産によるもの、採卵に至らないケースを除く。	特定不妊治療に要した費用の内、1回15万円まで。男性不妊治療に要した費用の内、1回10万円まで。助成回数制限なし。	特定不妊治療は、1年度あたり2回を限度とする。通算5年間。男性不妊治療は、助成回数制限なし。	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査を対象とし、1回の検査につき、AABRの場合は6,700円、OAEの場合は3,000円を上限に助成する。	ある	妊娠4か月となる月の1日から、出産日の翌月末までの疾病に対し、保険診療費の自己負担金を助成する。
広野町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	出産後1ヶ月	ある	初回検査 確認検査 再確認検査 に係る費用を助成	ない	
楡葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	初回・確認・再確認検査まで助成を行い、助成額は検査機器が自動ABRの場合6,700円、OAEの場合3,000円	ない	
富岡町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヵ月健診	ある	初回、確認、再確認検査	ある	妊娠5か月から分娩月まで一部負担金支払い免除
川内村	ない					ない					ある	15回(妊婦)	ある	1回(国保歯科診療所利用の場合に助成)	ある	産後1ヵ月頃	ある	初回検査 (おおよそ生後3日以内) 確認検査 (おおよそ生後1週間以内) 再確認検査 (おおよそ1ヵ月健康診査時)	ある	精密検査にかかった費用の自己負担分一人につき1回まで公費負担する。
大熊町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査を実施。(検査機器自動ABR・OAE)	ない	
双葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	1人3回以内 (県内)自己負担無料 (県外)償還払い 上限有り	ない	
浪江町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	初回、確認、再確認検査 助成額は自動ABR 6,700円 OAE 3,000円	ある	産後1か月健診医療費助成
葛尾村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	1回(産後1ヶ月健診)	ある	初回検査・(異常があった場合の)確認検査・再確認検査	ない	
新地町	ない					ない					ある	14回	ない		ある	産後1か月	ある	検査費用の一部助成 (検査方法:自動ABR、OAE 回数:1人につき3回まで)	ない	
飯館村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある		ない	

—

—

—

—————

—————